

第25回参議院議員通常選挙に伴う在外投票の実施について

第25回参議院議員通常選挙に伴う在外投票が以下のとおり行われる予定です。

1. 選挙の日程

- 公示日 : 令和元年 7月 4日 (木) (予定)
- 在外公館投票の開始日 : 令和元年 7月 5日 (金) (予定)
- 日本国内の投票日 : 令和元年 7月 21日 (日) (予定)

2. 投票できる方

在外選挙人証をお持ちの方

在外選挙人証は申請に基づいて交付されます。

申請手続きについて知りたい方は[こちら](#)

3. 投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。あなたにあった投票方法を知るには[こちら](#)

在外公館投票

投票期日：7月5日（金）から （予定）

*公館によって投票終了日が異なりますので、事前に在外公館に御確認ください。

*在シンガポール日本国大使館の投票期間は、7月5日（金）～7月15日（月）（予定）です。

投票時間：午前9時30分から午後5時まで（予定）

投票場所：在シンガポール日本国大使館（領事部駐車場に仮テントを設置します。）

[在外公館投票を実施する日本国大使館、総領事館及び領事事務所](#)

持参すべき書類：（１）在外選挙人証

（２）有効な旅券

*旅券が提示できない場合は、有効な日本またはシンガポールの公的機関発行の顔写真付き身分証明書（Employment Pass, 運転免許証等）

郵便等投票

請求手続：登録されている選挙管理委員会に、請求書および在外選挙人証を送付します。

請求書は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、[外務省ホームページ](#)からダウンロードしてください。

投票手続：選挙管理委員会から送られてきた投票用紙に記入し、国内投票日の7月21日（日）（予定）の投票所閉鎖時刻（原則午後8時）までに、選挙管理委員会に届くよう郵送します。

日本国内における投票

一時帰国した場合や、帰国後、国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、在外選挙人証を提示して、下記（１）～（３）のいずれかの方法で投票できます。

【公示日の翌日から国内投票日の前日まで】

（１）期日前投票

登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した期日前投票所における投票。

（２）不在者投票

在外選挙人名簿登録地以外の市区町村における投票。

【国内投票日当日】

（３）投票所における投票

登録先の選挙管理委員会が指定した投票所における投票。

日本国内における投票の詳細については、登録先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

4. 選挙公報・候補者情報

○公示後、選挙公報が各選挙管理委員会のホームページに掲載される予定です。外務省ホームページにもリンクを設けます。

○候補者情報についても、公示後、リンクを設けますのでご利用ください。

5. その他

※平成27年の公職選挙法改正により、「鳥取県及び島根県」、「徳島県及び高知県」はそれぞれ二つの県を一つの選挙区とする合区に変更されていますので、投票に際して御注意ください。

・参議院選挙区の区割りの改訂等について（[総務省ホームページへ](#)）